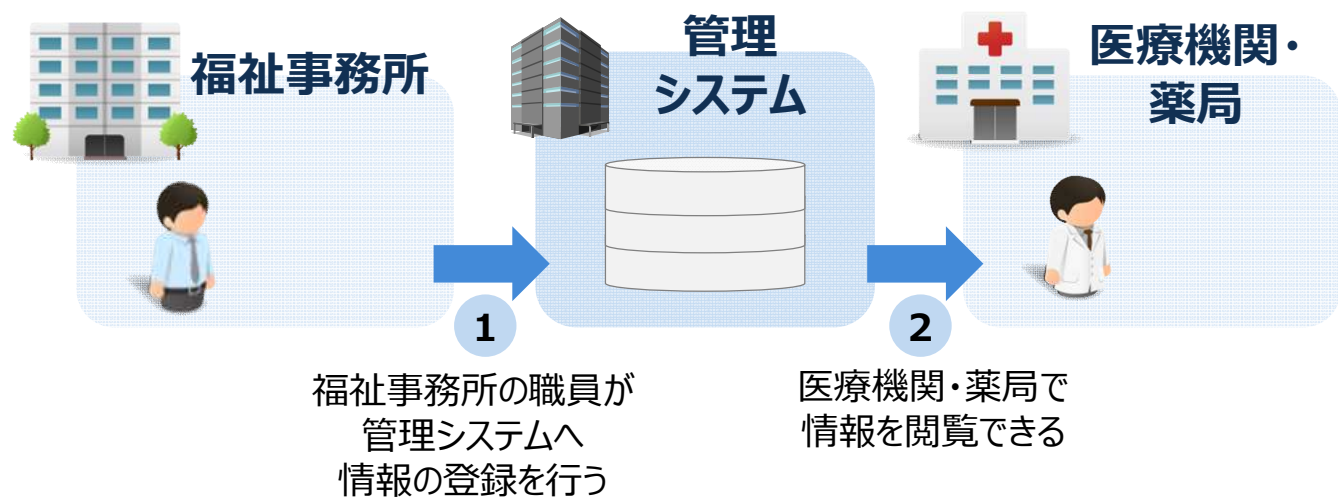


令和6年3月から、 医療機関・薬局の窓口において、 生活保護受給者はマイナンバーカードを 医療券・調剤券として使えるようになります

マイナンバーカードで医療券・調剤券が確認できる仕組み

お住まいの地域の福祉事務所の職員が、生活保護受給者の情報や医療券・調剤券情報を事前に管理システムへ登録することで、医療機関・薬局において生活保護受給者の情報を確認できるようになります。
受給者番号などの資格情報、医療券・調剤券情報のほかに、本人の同意があれば診療情報や薬剤情報、健診情報が確認できます。



できるようになること

自身の健康管理に役立ちます。

マイナポータルで自身の診療情報や薬剤情報、健診情報を閲覧できるようになります。

より良い医療を提供します。

本人の同意があれば、初めて行く医療機関・薬局でもこれまでの診療情報や薬剤情報、健診情報を医師等と共有できるようになります。

ウラ面も見えてね

利用のために準備が必要です

1 マイナンバーカードを持っていますか？

マイナンバーカードを取得していただく必要があります。

QRコード付き交付申請書

<郵送申請の手順>

- 1 交付申請書に必要事項を記入
- 2 6か月以内に撮影した顔写真を貼り付ける
- 3 封筒に入れて郵送し、申請完了

<スマートフォンによるオンライン申請の手順>

- 1 スマートフォンで顔写真を撮影
- 2 交付申請書のオンライン申請用QRコードを読み取り、リンク先のサイトでメールアドレスを登録
- 3 届いたメールに従って申請手続きを進めて、申請完了

お持ちのパソコンや、
証明写真機でも申請できます

マイナンバーカード 申請 検索

マイナンバーカードへのよくあるご質問

Q マイナンバーを見られるのが不安です

A 医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続きすることはできない仕組みになっています。

Q マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

A 医療券・調剤券として使えるようになっても、受診歴や薬剤情報などのプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落としたり、失くしたりした場合は、下記フリーダイヤルで24時間365日体制でマイナンバーカードの一時利用停止を受け付けています。
(マイナンバー総合フリーダイヤル) 0120-95-0178

2 利用申し込みは行いましたか？

マイナンバーカードを医療券・調剤券として利用するためには、申し込みが必要です。マイナポータルや医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダー等で申し込みできます。

<マイナポータルからの申し込み手順>

- 1 「マイナポータル」を起動する
- 2 「（利用を）申し込む」を押す
- 3 利用規約を確認して、同意する
- 4 マイナンバーカードを読み取り、申し込み完了

マイナポータルで
簡単に利用申し込みできます

マイナポータル 検索

※利用開始は令和6年3月です。